

# 加古川市ファミリーサポートセンター運営事業実施要綱

平成16年3月3日

福祉部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市ファミリーサポートセンターによる育児の援助事業の実施に関し必要な事項を定め、もって育児と就労の両立支援を図り、安心して働くことができる育児環境を整備するとともに、地域における子育て支援活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、加古川市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）とは、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者とで構成する会員組織であつて、その会員相互による援助活動（以下「援助活動」という。）の調整その他第6条に定める業務を行うものをいう。

(事務所)

第3条 センターは、加古川市加古川町篠原町21番地8（カピル21ビル7階）に事務所を置く。

(開設時間)

第4条 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜及び日曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日。
- (3) 1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日までの日。（前2号に規定する日を除く。）
- (4) カピル21ビルの定期休業日。

(事業の内容)

第6条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録等の会員組織に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 援助活動に関する講習会等の開催に関すること。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換をするための交流会の開催に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) センターの活動及び育児サポート無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）の広報に関すること。
- (7) 制度利用の相談、依頼会員及びあかちゃんサポーターの相談に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、援助活動の円滑な実施に必要な業務

(実施主体等)

第7条 事業の実施主体は、加古川市とし、市長は、その運営について前条に掲げる事業の全

部又は一部を社会福祉法人、特定非営利法人又は民間事業者等に委託することができる。

(アドバイザー等)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、事務所にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第6条に定めるセンターの事業に関する事務を行う。

3 センターは必要に応じ、アドバイザーの補助として会員の中からサブリーダーを選任することができる。

(会員)

第9条 センターの会員は、援助を受ける会員（以下「依頼会員」という。）及び援助を行う会員（以下「提供会員」という。）をもって構成する。ただし、依頼会員と提供会員はこれを兼ねることができる。

(入会)

第10条 センターの会員になろうとする者は、次に掲げる要件に該当し、所定の手続により登録するものとする。

(1) 市内に居住していること（依頼会員にあっては、市内在勤者を含む。）。

(2) センターの事業内容を理解し、援助活動の趣旨に賛同できること。

(3) 提供会員にあっては、心身ともに健康で援助活動に熱意を有すること。

(4) 依頼会員にあっては、原則として小学校6年生以下の者を養育していること。

(5) 提供会員にあっては、過去に児童に対して虐待や不適切な行為を行ったことがないこと。  
なお、児童虐待とは次に掲げる行為をいう。

①身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

②性的虐待 こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

③ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

④心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

2 提供会員は、入会に際して、別に定める講習を受講しなければ会員として登録することができない。ただし、センターが認める講習会等の修了者にあつては、講習科目の一部を免除することができる。

3 提供会員として登録したもののうち、生後6ヵ月未満のこどもの援助活動を希望する場合、生後6ヵ月未満のこどもを援助する者（以下「あかちゃんサポーター」という。）として、別に定める講習を受講しなければならない。

(退会)

第11条 会員は次の各号のいずれかに該当したとき、会員としての身分を喪失する。

(1) 退会の申し出があつたとき。

(2) 前条第1項の要件を欠くとき。

2 センターは、会員としてふさわしくない行為があったときは、退会させることができる。  
(会員の責務)

第12条 会員は次に掲げる義務を負う。

- (1) 援助活動を通じて知りえた個人の秘密を他に漏らしてはならない。退会した後も同様とする。
- (2) 援助活動を通じて、物品の販売もしくは斡旋又は宗教活動及び政治活動等を行ってはならない。

(保険)

第13条 会員は全てセンターの事業を対象とする補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

3 補償保険が適用されない事故による損害については、当該援助活動の当事者において解決しなければならない。

(援助活動の内容)

第14条の1 生後6ヵ月以上小学校6年生以下の子どもを養育する依頼会員に対し、提供会員の行う援助活動の内容は、生後6ヵ月以上小学校6年生以下の子どもについての次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び児童クラブ等これに類する施設（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで預かること。
- (2) 保育施設等の終了時間後、預かること。
- (3) 保育施設等まで送迎を行うこと。
- (4) 会員の病気や急用などの事由がある場合に預かること。
- (5) その他、センターが認める範囲において育児に必要な援助を行うこと。

2 前項の援助活動において、生後6ヵ月以上小学校6年生以下の子どもを預かる場合は、提供会員の自宅、又は会員間の合意のもとセンターが認める安全が確保できる場所において行うことができる。

第14条の2 生後6ヵ月未満の子どもを養育する依頼会員に対し、提供会員の行う援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 沐浴、おむつの交換、調乳などの育児補助を行うこと。
- (2) 病院、買い物、健診等への付き添い
- (3) 前各号に掲げるもののほかセンターが認める範囲において、育児のサポートに必要な援助を行うこと。

2 前項の援助活動において、生後6ヵ月未満の子どもを預かる場合は、依頼会員同伴のもと、依頼会員の自宅、又は会員間の合意のもとセンターが認める安全が確保できる場所において行うことができる。

第14条の3 その他の援助活動の内容及び援助時間については、別に定めるものとする。

(援助活動の実施)

第15条 依頼会員は、援助を受けようとする場合は、センターに対して申込みをするものとする。

- 2 センターは、前項の申込みを受けた場合は、アドバイザーが援助活動を調整し、調整内容及び結果を記録するものとする。
- 3 前項の規定により調整を受けた依頼会員は、提供会員と申込みに係る援助の内容等について事前打合せを行い、援助の実施を決定する。
- 4 依頼会員は、申込みした内容以外の援助を要求してはならない。
- 5 提供会員は、援助活動を行ったときは、実施内容を記載した報告書を作成し、当該援助を受けた依頼会員の確認を受け、センターに提出するものとする。

(援助活動の報酬等)

第16条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動が終了するごとに、別に定める基準に従って報酬及び実費を支払うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第17条 センターは、個人情報の取扱いについて適切な措置を講じ、援助活動が円滑に進められるように努めなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

2 第3条に規定する事務局の所在地については、平成16年4月4日までの間、加古川市野口町良野398番地の1とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日 福祉部長決定)

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月28日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（経過措置）

2 第14条の2に規定する援助活動の実施については、令和5年10月1日から開始することとする。

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する